



—令和8年度—

総 会 資 料

令和8年7月27日（月）
14：00～

京都テルサ 第3セミナー室
（京都テルサ東館2階）

世界連邦宣言自治体全国協議会

資 料 内 容

<議 案>

第1号議案	令和7年度事業実施報告
第2号議案	令和7年度決算報告・監査報告
第3号議案	令和8年度事業計画
第4号議案	令和8年度収支予算
第5号議案	規約改正

<参考資料>

役員名簿
加盟自治体一覧
10月研修会チラシ

第1号議案

令和7年度事業実施報告

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1) 機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布し、情報提供に努めた。
- (3) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和7年度総会（ハイブリッド） 令和7年6月5日（木）
 - ・総会に合わせて講演会を開催
 - 演 題：世界連邦日本国会委員会の役割と世界情勢
 - 講 師：谷本真邦氏（世界連邦日本国会委員会事務局次長）
 - 参加者：15自治体 32人（オンライン含む）
- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第54回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援
ポスター 応募 815点（81校）
作 文 応募 203点（22校）
主催：世界連邦運動協会
後援：文部科学省・世界連邦宣言自治体全国協議会

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

- ・協力自治体数 144自治体
- ・募金総額 3,773,435円

募金は例年同様に、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、令和5年10月から続く、イスラエルとハマスによる武力衝突を受け、救援・復興支援活動のため日本赤十字社へするとともに、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

第2号議案

令和7年度決算報告

(自) 令和7年4月 1日

(至) 令和8年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
繰越金	1,080,943	1,080,943	0	前年度から
負担金	759,000	699,000	△ 60,000	2県、36市区、13町 計51自治体
繰入金	500,000	569,663	69,663	世界連邦推進事業基金
雑収入	1,057	702	△ 355	預金利子
合計	2,341,000	2,350,308	9,308	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	10,199	△ 39,801	事務用品等
通信費	90,000	18,030	△ 71,970	郵便料等
事業費	1,000,000	569,663	△ 430,337	募金等事務経費
会議費	500,000	486,820	△ 13,180	総会等関係経費
旅費・交通費	300,000	195,660	△ 104,340	事務局旅費等
情報宣伝費	246,000	86,295	△ 159,705	自治体協新聞発行 ホームページ管理運営等
負担金	150,000	100,660	△ 49,340	事業参加経費
予備費	5,000	0	△ 5,000	
合計	2,341,000	1,467,327	△ 873,673	
差引	0	882,981	882,981	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
8,018,623	1,745,038	569,663	9,193,998

当年度積立 1,739,336円 世界平和・難民救済募金から
5,702円 預金利子等

当年度取崩 569,663円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当

「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」
令和7年度収支決算書

収入	募 金 総 額	3, 7 7 3, 4 3 5 円
----	---------	-------------------

支出	払込手数料（募金）	3 3, 9 3 4 円
	<u>送金手数料（基金）</u>	<u>1 6 5 円</u>
	合 計	3 4, 0 9 9 円

差引		3, 7 3 9, 3 3 6 円
----	--	-------------------

寄託・積立

国連U N H C R 協会	1, 0 0 0, 0 0 0 円
日 本 ユ ニ セ フ 協会	5 0 0, 0 0 0 円
日 本 赤 十 字 社	5 0 0, 0 0 0 円
<u>世界連邦推進事業基金</u>	<u>1, 7 3 9, 3 3 6 円</u>
合 計	3, 7 3 9, 3 3 6 円

世界平和・難民救済募金（令和7年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額				
北海道	倶知安町	16,453	岐阜県	富加町	8,400	徳島県	鳴門市	15,550				
	別海町	25,915		静岡県	藤枝市		43,219	愛媛県	新居浜市	83,350		
	芦別市	600					焼津市		72,476		松山市	8,500
	鷹栖町	1,600					浜松市		500			内子町
岩手県	岩手県	300	愛知県			東栄町			3,810			
	普代村	4,700		三重県		御浜町		6,976				
宮城県	利府町	22,420	京都府		福知山市	74,578				八幡浜市		
	色麻町	3,610		舞鶴市	43,298	福岡県	小竹町			6,081		
	南三陸町	30,170			綾部市		46,465			佐賀県	玄海町	1,993
	大衡村	8,500				宇治市	20,045		長崎県		佐世保市	200
秋田県	羽後町	1,650	亀岡市		95,159			佐々町		8,700		
	東成瀬村	4,900		京都府	192,140			時津町		13,004		
山形県	山形県	200	木津川市		17,130			熊本県		相良村	6,400	
	天童市	41,550		京丹後市	83,610					南小国町	8,252	
福島県	桑折町	12,620	南丹市		17,700					玉名市	1,500	
茨城県	那珂市	28,100		宮津市	11,830					山江村	5,300	
	大洗町	22,396	向日市		28,164					湯前町	1,000	
栃木県	栃木県	1,300		八幡市	58,733					玉東町	7,210	
埼玉県	小鹿野町	21,250	久御山町		20,928					嘉島町	2,000	
	東秩父村	1,300		長岡京市	43,353	大分県				九重町	17,100	
千葉県	成田市	109,700	宇治田原町		11,250			宮崎県		えびの市	22,400	
	千葉県	1,036		大阪府	岸和田市	4,234				串間市	14,210	
	木更津市	44,577	兵庫県		兵庫県	63,700	諸塚村	5,000				
	白井市	3,600		淡路市	32,904	高千穂町	16,300					
	我孫子市	1,800			太子町	1,100	日之影町	9,100				
東京都	文京区	90,266	奈良県	奈良市	674	鹿児島県	出水市	59,508				
	福生市	50,498		桜井市	28,411		南九州市	32,485				
	武蔵野市	70,279	和歌山県	和歌山県	1,600		喜界町	10,691				
	千代田区	98,643		高野町	12,000		天城町	12,760				
	青梅市	61,836		かつらぎ町	20,836		日置市	36,700				
	瑞穂町	25,042	有田市	17,737	沖縄県	さつま町	30,000					
	小金井市	31,885		田辺市		30,000	石垣市	36,050				
	渋谷区	83,286				九度山町	2,400	渡名喜村	3,100			
	三鷹市	53,924	岡山県	倉敷市		101,833		今帰仁村	3,461			
		羽村市		34,690		笠岡市		67,261	恩納村	12,100		
神奈川県	三浦市	4,000	岡山県	186,217		糸満市		20,399				
新潟県	新潟県	1,100	岡山市	14,900				宜野湾市	31,342			
	富山県	射水市	18,405	瀬戸内市			23,300		金武町	17,300		
上市町		8,566	吉備中央町	11,600					名護市	34,891		
福井県	あわら市	1,100	高梁市	2,700								
	高浜町	6,500	津山市	45,022								
山梨県	富士吉田市	18,800	新見市	46,300								
長野県	長野県	1,605	備前市	22,017								
	小諸市	30,250	広島県	広島市	81,550							
	上松町	7,320		府中町	21,667							
	軽井沢町	29,861		大竹市	24,346							
	木曽町	9,250		神石高原町	17,191	※太字ゴシックは加盟自治体						
	南箕輪村	16,217	世羅町	16,403	加盟自治体	35	1,902,305					
	松川町	2,000	徳島県	小松島市	1,200	非加盟自治体	109	1,871,130				
	阿南町	4,600		神山町	7,611	合計	144	3,773,435				

監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和7年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

令和8年 6 月 10 日

監事 綾部市長 四方 源太郎



監 査 報 告 書

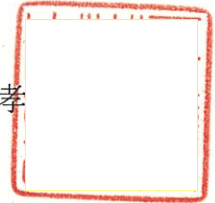
世界連邦宣言自治体全国協議会の令和7年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

令和8年 6月 4日

監事 三鷹市長 河 村

孝



1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1) 総会等の開催
- (2) 世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発 研修会の実施【10月12日(月・祝)～13日(月)を予定】

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会等に寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や平和交流に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

また、来年度に戦火の中にあるウクライナの子どもたちを日本に招き交流するウクライナ平和交流プロジェクト等の実施（前回の中東和平プロジェクト実施は令和5年度）を目指し、活動への協力を呼びかける。

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化を図る。

令和8年度 交付対象事業

福生市（東京都）

世界連邦推進事業（平和学習広島派遣事業）

交付金額：500,000円

5 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

・世界連邦運動協会等が実施する関連行事への参加

第4号議案

令和8年度収支予算

(自) 令和8年4月 1日
(至) 令和9年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
繰越金	882,981	1,080,943	△ 197,962	前年度から
負担金	719,000	759,000	△ 40,000	2県、35市区、13町 計50自治体
繰入金	1,000,000	500,000	500,000	世界連邦推進事業基金
雑収入	1,019	1,057	△ 38	預金利子等
合計	2,603,000	2,341,000	262,000	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等
通信費	70,000	90,000	△ 20,000	郵便料等
事業費	1,280,000	1,000,000	280,000	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	500,000	500,000	0	総会等関係経費
旅費・交通費	300,000	300,000	0	事務局旅費等
情報宣伝費	248,000	246,000	2,000	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営等
負担金	150,000	150,000	0	世界連邦日本大会負担金 事業参加等経費
予備費	5,000	5,000	0	
合計	2,603,000	2,341,000	262,000	

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
9,093,998	2,001,000	1,000,000	10,094,998

当年度積立 2,000,000円 世界平和・難民救済募金から
1,000円 預金利子等

当年度取崩 500,000円 世界平和・難民救済募金等の事業費に充当
500,000円 世界連邦推進事業交付金に充当

第5号議案

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

令和元年8月23日施行

令和8年7月27日改正

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員の任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名および会計1名を置く。

(事務所)

第14条 本会の事務所は、会長の属する自治体に置く。

(その他)

第14条15条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年7月27日から施行する。

別表（第 10 条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

世界連邦宣言自治体全国協議会規約 新旧対照表

旧	新
(名称) 第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。 (組織) 第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。 (目的) 第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及 (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開 (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進 (4) 研究会、講習会の開催 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業 (役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 会 長 1 名 副 会 長 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名 2 会長及び副会長は、総会において互選する。 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等	<u>令和元年8月23日施行</u> <u>令和8年7月27日改正</u> (名称) 第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。 (組織) 第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。 (目的) 第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及 (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開 (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進 (4) 研究会、講習会の開催 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業 (役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 会 長 1 名 副 会 長 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名 2 会長及び副会長は、総会において互選する。 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等

は、会長がこれを定める。 4 役員の任期は、2年とする。 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。 8 監事は、会計の監査にあたる。 (顧問) 第6条 本会に、顧問を置くことができる。 (総会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。 3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。 5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。 6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。 (理事会) 第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。 2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会計年度) 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始	は、会長がこれを定める。 4 役員の任期は、2年とする。 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。 8 監事は、会計の監査にあたる。 (顧問) 第6条 本会に、顧問を置くことができる。 (総会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。 3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。 5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。 6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。 (理事会) 第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。 2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会計年度) 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始
--	--

まり、翌年3月末日に終わる。 (経費) 第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。 2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。 (予算の議決) 第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。 (決算の認定) 第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。 (事務局) 第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長を置く。 (その他) 第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。 附 則 <u>この規約は、令和元年8月23日から施行する。</u>	まり、翌年3月末日に終わる。 (経費) 第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。 2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。 (予算の議決) 第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。 (決算の認定) 第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。 (事務局) 第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長1名および会計1名を置く。 (事務所) <u>第14条 本会の事務所は、会長の属する自治体に置く。</u> (その他) <u>第1415条</u> 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。 附 則 <u>この規約は、令和元年8月23日から施行する。</u> 附 則 <u>この規約は、令和8年7月27日から施行する。</u>
---	---

役 員 名 簿

(令和7年度・令和8年度)

役職名	自治体名 (都道府県)	首 長 名
会 長	亀岡市 (京都府)	桂 川 孝 裕
副会長	武蔵野市 (東京都)	小美濃 安 弘
	金沢市 (石川県)	村 山 卓
理 事	成田市 (千葉県)	小 泉 一 成
	青梅市 (東京都)	大勢待 利 明
	小金井市 (東京都)	白 井 亨
	福生市 (東京都)	加 藤 育 男
	輪島市 (石川県)	坂 口 茂
	宇治市 (京都府)	松 村 淳 子
	兵庫県 (兵庫県)	齋 藤 元 彦
	神戸市 (兵庫県)	久 元 喜 造
	岡山市 (岡山県)	大 森 雅 夫
	広島市 (広島県)	松 井 一 實
	松山市 (愛媛県)	野 志 克 仁
	新居浜市 (愛媛県)	古 川 拓 哉
監 事	三鷹市 (東京都)	河 村 孝
	綾部市 (京都府)	四 方 源太郎

(任期2年：令和7年度総会～令和9年度総会)

歴 代 会 長

自治体名	会 長 名	期間 (年月)
綾 部 市	長 岡 誠	昭和30年6月
松 江 市	熊 野 英	昭和30年
広 島 市	渡 辺 忠 雄	昭和31年
亀 岡 市	大 槻 嘉 男	昭和32年
岡 山 県	三 木 行 治	昭和33年4月 ～ 昭和40年11月
尼 崎 市	薄 井 一 哉	昭和40年11月 ～ 昭和41年11月
広 島 市	浜 井 信 三	昭和41年12月 ～ 昭和42年8月
	山 田 節 男	昭和42年8月 ～ 昭和50年11月
岡 山 県	長 野 士 郎	昭和50年11月 ～ 昭和61年10月
渋谷区	天 野 房 三	昭和61年10月 ～ 昭和62年7月
神奈川県	長 洲 一 二	昭和62年7月 ～ 平成7年8月
綾 部 市	谷 口 昭 二	平成7年8月 ～ 平成10年1月
	四 方 八洲男	平成10年2月 ～ 平成22年1月
	山 崎 善 也	平成22年2月 ～ 令和7年6月
亀 岡 市	桂 川 孝 裕	令和7年6月 ～ 現在

世界連邦宣言自治体全国協議会 加盟自治体

(令和8年4月)

(北海道)	(東北)	(関東)	(中部)	(近畿)	(中国)	(四国)	
北海道 1	山形県 1	千葉県 1	石川県 4	京都府 5	岡山県 7	愛媛県 4	
倶知安 町	天童 市	成田 市	金沢 市	福知山 市	岡山 県	松山 市	都道府県 2
小計 1	小計 1	東京都 12	輪島 市	舞鶴 市	岡山市	新居浜 市	市区 35
		千代田 区	川北 町	綾部 市	倉敷 市	大洲 市	町 13
		文京 区	内灘 町	宇治 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		台東 区	山梨県 1	亀岡 市	瀬戸内 市	高知県 1	
		渋谷 区	身延 町	大阪府 1	早島 町	四万十 町	合 計 50
		八王子 市	長野県 1	豊中 市	吉備中央 町	小計 5	
		武蔵野 市	小諸 市	兵庫県 2	広島県 2		
		三鷹 市	静岡県 2	兵庫 県	広島 市		
		青梅 市	焼津 市	神戸 市	府中 町		
		小金井 市	藤枝 市	和歌山県 4	小計 9		
		福生 市	小計 8	和歌山 市			
		羽村 市		かつらぎ 町			
		瑞穂 町		高野 町			
		神奈川県 1		湯浅 町			
		横浜 市		小計 12			
		小計 14					

令和8年度

世界連邦宣言自治体全国協議会 10月研修会

核兵器の廃絶を強く訴えて、地道に世界の恒久平和の実現に向け活動を進めてきましたが、世界では今なお続く戦争で民間人を含む多くの犠牲者が生じています。こうした中、戦火の中にあるウクライナの子どもたちを日本に招き交流するウクライナ平和交流プロジェクトの実施を検討しています。

来年度の実施に向け、日本におけるウクライナ研究の第一人者である岡部芳彦先生をお招きして、ウクライナの現状を知り、平和について考える機会として次のとおり講演会を実施します。

1日目

令和8年10月12日（月・祝）午後1時～

亀岡市内視察（コスモス園・緑化フェア）

加盟自治体懇談会 午後6時～

2日目

令和8年10月13日（火）午前10時30分～正午

講演会 講師：岡部芳彦氏 会場：ガレリアかめおか

演題：「ロシア・ウクライナ戦争と日本」



（そこまで言って委員会でもおなじみの岡部氏にご講演いただきます）

加盟自治体職員の皆さまの研鑽と交流の場となるよう研修会を実施しますので、ご参加をお待ちしています。亀岡市では「平和」「調和」といった花言葉を持つコスモスが約4.2haの面積に20品種約800万本が咲き誇る関西有数の規模を誇るコスモス園が秋にオープンします。また、今年度は「全国都市緑化フェア」が開催されますので、開催期間に合わせた秋に2日間の研修会を実施します。つきましては、次のURLまたは二次元バーコードにより**出席の可否等について8月28日（金）までにご回答ください。**

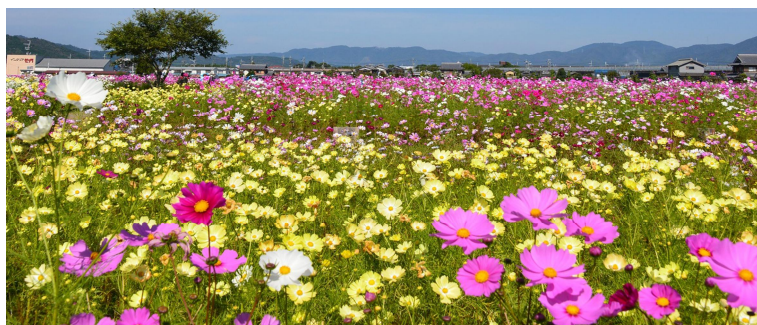
<インターネット> <https://logoform.jp/form/JbYC/1702083>

<LGWAN> <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/JbYC/1702083>

<インターネット>



<LGWAN>



世界連邦宣言自治体全国協議会（事務局：京都府亀岡市）